

法定相続情報証明制度が金融機関に浸透

相続手続きの負担を減らすことのできる法定相続情報証明制度がスタートしてまもなく9ヶ月。

現在では、札幌近郊で行ったアンケート調査に回答のあった金融機関の全てで利用可能となりました。

窓口での確認項目が減ることで、相続人の時間的負担や、金銭的負担が軽減されることが期待されます。



札幌司法書士会では、札幌法務局管轄区域内に本店を置く銀行、信用金庫、労働金庫及び信用組合を対象として、「法定相続情報証明制度の運用に関するアンケート」を実施しました。

回答があった13金融機関全てで、法定相続情報証明制度の利用が「可能」でした。利用によって明確に「時間が短縮される」と回答のあった金融機関は8件ありました。

金融機関に制度が浸透したことにより、今後も利用件数の増加が見込まれます。「**相続手続きといえば、まず法務局へ!**」という、相続登記未了の土地を減らす取り組みは順調に広がりを見せています。



札幌司法書士会では、法定相続情報証明制度の周知のためリーフレットを配布し、相続人と金融機関双方の利便性向上に資するよう努めています。

お問合せ先

札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル6F

TEL 011-281-3505 FAX 011-261-0115

<http://www.sihosyosi.or.jp>